



在宅歯科医療連携室だより 令和3年 夏号

発行 福島県福島市仲間町 6-6
福島県歯科医師会・在宅歯科医療連携室
TEL 024-523-3268 FAX 024-524-1323

感染症を持った方への口腔ケア

新型コロナウイルスが感染拡大する以前から、様々な感染症は存在しています。感染症を患っている方、感染症にかかっていることを気づいていない方もおられますので、口腔ケアを行う際は特に注意が必要です。

注意したい主な感染症

- インフルエンザ…飛沫感染・接触感染
- 結核 …飛沫核感染＝空気感染
- ノロウイルス …経口感染・接触感染・飛沫感染・空気感染（塵埃（じんあい）感染）
- B型肝炎 …血液感染
- C型肝炎 …血液媒介感染

感染を予防するために

医療の場では、スタンダードプリコーション（標準予防策）、すなわち感染症の有無に関わらずすべての患者のケアに際して普遍的に適用する予防策を基本としていますが、介護の場＝生活の場でそれを実践するのは現実的ではありません。

ただし、相互（ケアを提供する側・される側）の感染を防ぐために、必要な予防策は皆で共有・確認しておくことが大切です。

- ディスポーザブル手袋（グローブ）の着用
1人への使用で捨てるようにし、何人もの口腔ケアを同じグローブで行わないようにしましょう（「当然です」という皆さんの声が聞こえてきそうですが…）。介護者の手指の小さな傷口から細菌やウイルスが侵入することもありますので、手の傷は早めに処置しましょう。
- マスクの着用
相手の咳やくしゃみからの感染を防ぐだけでなく、自分からも相手にうつさないために必須です（今どきは通常時もマスク着用なので、これは問題ないかと思います）。
- 手洗いの徹底
口腔ケアを行う前と後に石鹸と流水で丁寧に手を洗い、使い捨てのペーパータオルを使いましょう。 ※正しい手洗いの方法は、[手洗い 厚労省](#) で検索してみてください！
- 消毒薬の効果的な使用
消毒剤メーカーが指定する用量・用法で使用しましょう。
- 口腔ケア器具の適切な管理
他者と共用はもちろん厳禁。繰り返し使う歯ブラシや義歯ブラシなどは必ず使用後しっかり乾燥させておくことが大切です。
- 目の保護
接触感染・飛沫感染・俗にいうエアロゾル感染（微小粒子を介した感染）を予防するために、目の保護も必要です。
ゴーグルやフェイスシールドの着用が現実的でないとなれば、眼鏡の着用をお勧めします。



画像はお借りしています。

訪問歯科診療に関する相談や歯科との連携に関することは、在宅歯科医療連携室にご連絡ください。
※FAX不要の場合にはお手数でもご連絡をお願いいたします。